同行援護事業重要事項説明書

糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション

# 同行援護事業重要事項説明書

※ 本事業所では、利用者に対して、障害者総合支援法に基づく同行援護サービス を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受け た方が対象となります。

# 1 事業者

名称	社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
所在地	福岡県糸島市潤一丁目22番1号 糸島市健康福祉センター「あごら」内
電話番号	092-324-1660
代表者氏名	会長 宗 哲夫
設立年月	平成22年1月1日

# 2 事業所の概要

サービスの種類	同行援護事業
事業の目的	社会福祉法人糸島市社会福祉協議会が設置するヘルパーステーションが行う指定同行援護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の同行援護研修の修了者等が、支給決定に係る障害者及び障害児の意思及び人格を尊重し、適切な同行援護を提供することを目的とする。
運営方針	同行援護を利用する障害者(児)が居宅において自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
サービスの主たる 対象者	身体障害者 (うち視覚に障害を有する者) 身体障害児 (18 歳未満で、視覚に障害を有する児童)
事業所の名称	糸島市社会福祉協議会志摩ヘルパーステーション
事業所の所在地	福岡県糸島市志摩初一丁目3番1号 糸島市健康福祉センターふれあい内
事業者番号	第4011900125号
電話番号	092-327-3514
管理者氏名	大神 明美

# 3 事業実施地域

糸島市	福岡市

## 4 営業時間

営業日	365日
営業時間	8:30 から 17:15
サービス提供日	12月29日から1月3日までの日を除く毎日
サービス提供時間	8:00 から 18:00

## 5 職員の体制

①管理者	1名(常勤)
	管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総 括する。
②サービス提供責任	1名以上(常勤)
者	サービス提供責任者は、同行援護の利用申込に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、同行援護計画の作成、利用者又はその家族に対しサービス内容等について説明等を行うものとする。
③訪問介護員等	常勤換算2.5名以上
	訪問介護員等は、同行援護計画に基づき、同行援護の提供にあたる。

## 6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)「同行援護計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「同行援護計画」を定めて、サービスを提供します。「同行援護計画」は、市町村が決定した同行援護の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載します。「同行援護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、見直すことができます。

## (2) 同行援護サービス内容

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- ④前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

# (3)利用料金

単位:円

所 要 時 間		6:00~8:00 18:00~20:00
30分未満	1, 910	2, 390
30分以上1時間未満	3, 020	3, 780
1時間以上1時間30分未満	4, 360	5, 450

1時間30分以上2時間未満	5, 010	6, 260
2時間以上2時間30分未満	5, 660	7, 080
2時間30分以上3時間未満	6, 320	7, 900
3 時間以上(30 分増すごとに)	+6	6 0

## (4) 加算について

	利用料金
① 初回加算	2,000円
② 利用者利用負担上限管理加算	1,500円
③ 緊急時対応加算	1,000円

- 〇初回加算(利用開始月又は 2 か月以上利用がない場合の再開時に算定)は、新規利用又は過去二月にサービス提供を受けていない場合に加算されます。
- ○緊急時対応加算は、利用者から緊急要請に対応した場合で、身体介護を伴う場合のみ加算されます(月2回まで)。
- \*福祉・介護職員処遇改善加算(I)として 1月につき所定単位の41.7%を加算させていただきます。
- \* 地域区分及び地域単価

糸島市 (6級地) 10.36円

\*二人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で利用者の同意のもと 2人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

\*利用料の変更について

その他、厚生労働省告示による介護報酬の変動時に料金の改定を必要とする場合は、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

\*特別地域加算 15% 旧志摩地区・旧二丈地区の一部、前原地区の一部(白糸地区等)にお 住いの方

#### (5) 利用者負担の減免について

世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税所得割 16 万円未満	9,300円
一般 2	上記以外の方	37,200円

<sup>\*</sup>詳細については、市役所担当課に確認を致します。

## 7 サービスの利用に関する留意事項

別表1を参照

## 8 サービス実施の記録について

(1)サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。なお、同行援護計画及びサービス提供の記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条参照)

本事業所では、関係法令及び糸島市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9 事故発生時及び緊急時の対応

サービスの提供中に事故や容体の変化があった場合は、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して実施した処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の賠償責任を減じることができるものとします。

#### 10 虐待防止及び身体拘束等のための措置

利用者に対する虐待防止及び身体拘束等の適正化のため、従事者等に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備その他の措置を次のとおり講じます。

- (1) 従事者に対し、虐待防止対策及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的 に開催し、その結果について従業者に啓発・周知徹底を図るとともに、事業所ごとに研修を 年1回以上実施しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(同居人等含む)による虐待等を受けた と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを糸島市 並びに保健福祉事務所に通 報します。
- (5) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (6) 虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者及び責任者を選定しています

•担当者:管理者 大神 明美

• 責任者:介護福祉課課長 江口 幹彦

#### 11 衛生管理について

当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるよう努めます。

- (1) 従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に啓発・周知徹底を図ると ともに、事業所ごとに研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

#### 12 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 事業所は、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。
- (2) 事業所は、従事者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 13 職場におけるハラスメントの防止について

適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (1) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害される行為等とは
  - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
  - ④事業所や従事者に対する過剰な要求

上記①~④は、当該法人職員、取引先事業所、ご利用者及びその家族等が対象となります。又 上記の行為は組織として許容しません。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合は即座に対応し、同時案件が発生しないための再発防止 策を検討します。
- (3) 従事者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、 協議の場を設け、介護現場におけるハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡や通報及び相談や環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 【留意事項】

契約書第に規定する事業者からの契約の解約に関わる事由とは具体的には次のような行為を指します。以下に述べる行為等を行った場合は、サービスの中断や契約の解約を行う場合があります。適切なサービスの利用についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ①身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ※回避したため危害を免れた場合を含む 【物を投げる、蹴る、叩く、つねる、引っ掻く、刃物を見せる・振り回すなど】
- ②精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 【大声を出して威圧する、威圧的な態度で長時間話続ける、脅迫的な物言いをする、(SNS 等で) 誹謗中傷するなど】
- ③セクシャルハラスメント 性的な誘いかけ、いやがらせ、好意的態度の要求

【不用意に体をさわる・裸を見せる、性的な話をする・画像を見せる、不必要な接触を求めるなど】 ④別表 1 (3) ①「定められた業務以外の禁止」及び (7)「ホームヘルパーの禁止行為」並びに (8) 「ご利用者、ご家族の禁止行為」に記載する同行援護では提供できないサービスの提供を強要する。 不当な金銭等の要求をする、不必要につきまとうなど

- ⑤その他、信頼関係に支障をきたしサービス提供が困難となる行為
- 14 損害賠償保険への加入(契約書第9条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい損害保険株式会社

保 険 名 社会福祉施設総合保険

補償の概要 傷害保険・賠償保険

- 15 苦情の受付について(契約書第14条参照)
  - (1) 当事業所におけるサービス利用等の相談及び苦情の受付

サービスに対する苦情や意見、利用料の支払いや手続きなどサービス利用に関する相談・利用者の記録情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口担当者: 管理者 大神 明美

〇苦情解決責任者: 介護福祉課長 江口 幹彦

〇電話番号 : 092-327-3514

〇受付時間 : 毎週月曜日~日曜日 8:30~17:15

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

#### (2) 第三者委員による相談

本事業所では、苦情解決事務処理規程に基づく第三者委員を選任し、公平、公正、中立の立場 から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦 情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

#### 第三者委員

氏名	電話番号	役職等
----	------	-----

市丸 健太郎	836-6226	弁護士
牧 洋	090-3986-3706	人権擁護委員
相田 成子	327-0829	元・民生児童委員

# (3) 行政機関その他苦情受付機関

糸島市役所 地域福祉課	所在地 糸島市前原西一丁目 1 番 1 号 電話番号/323 - 1111 FAX/321-1139 受付時間 月曜~金曜日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
福岡県社会福祉協議 会 運営適正化委員会	所在地 春日市原町3-1-7クローバープラザ4階 電話番号/915-3511 FAX/915-3512 受付時間 火曜~日曜日 午前9時~午後5時30分
福岡市西区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜 1 - 4 - 1 電話番号/895-7063 FAX/881-5874 受付時間 月曜~金曜日 午前8時30分~午後5時30分

## 16 掲示について

- (1) 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、訪問介護職員等の勤務の体制その他の利用 申し込みのサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとします。
- (2) 前号に規定する重要事項に記載した書面を当該訪問介護事業所に備え付け、葛生、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同行の規定による掲示に代えることとします。
- (3) 原則として、重要事項をウエブサイトに掲載します。

令和 年 月 日

同行援護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡県糸島市志摩初一丁目3番1号

糸島市健康福祉センターふれあい内

名 称 糸島市社会福祉協議会

志摩ヘルパーステーション 印

説明者

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から同行援護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印又は直筆

代理人 (このサービス利用における判断を本人に代わって行う人)

住 所

氏 名 印又は直筆

# 【別表 1】 サービス利用に関する留意事項

サービス利用事項		留意事項
(1)	担当ホームヘルパーの決定	同行援護計画作成時に担当のホームヘルパーを決定します。 但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。
(2)	ホームヘルパーの交替	
1)	ご契約者からの申し出に よるホームヘルパーの交替	選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交替を申し出ることができます。 但し、ご契約者からの特定のホームヘルパーの指名はできません。
2	事業者からの ホームヘルパーの交替	業務の公平性、公正性を図るために、事業所では、 ホームヘルパーの交替を行っています。但し、ホームヘルパーを交替する場合は、ご契約者及び家族に 対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分 に配慮するものとします。
(3)	サービス実施時の留意事項	
1)	定められた業務以外の禁止	契約者は、「3. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
2	同行援護サービスの実施に 関する指示・命令	同行援護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は同行援護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
3	移動に係る経費	外出に係る交通費や入館料など同行した場合には、 ご契約者の負担でお願いいたします。
4	サービス提供の実施記録の 確認	サービス提供に際しては、実施記録を利用者に対して提供することとされており、サービス提供終了時にサービス内容、時間について記載し、ご契約者もしくは家族にご確認いただきます。

(4)	実際のサービス提供時間 について	8:00~18:00の間は、提供可能時間ですので、ホームヘルパーの実際の提供時間については、労基法に基づき6時間を超え、8時間以下の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩ができる訪問援助計画を作成します。
(5)	サービス内容の変更	サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。 その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
(6)	受給者証の確認	「住所」及び「利用者負担」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。
(7)	ホームヘルパーの禁止行為	ホームヘルパーは、ご契約者に対する同行援護サー ビスの提供にあたって、下記に該当する行為は行い ません。
1)	医療行為	
2	ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受	
3	ご契約者の家族等に対する同行援護サービスの提供	
4	ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動。政治活動、営利活動	
5	その他、契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為	
6	預貯金の引き出しや預け入れ	(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)
(8)	ご利用者、ご家族の禁止行為	t)
1)	暴力又は乱暴な言動 具体例)たたく、ひっかく、つねる、物を投げつける、刃物を向ける、怒鳴る、 奇声・大声を発する	
2	セクシュアルハラスメント 具体例)ホームヘルパーの体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる ヌードなどの卑猥な写真や映像を見せる	
3	誹謗中傷や嫌がらせ 具体例)ホームヘルパーの写真や動画を撮る、飲酒を強要する、威圧的な態度で 文句を言い続ける	
4	その他、信頼関係に支障をき	たしサービス提供が困難となる行為

(9)	その他
1	交通事情又は前後の利用者状況によって、時間が多少前後することがございます がご了承ください。
2	サービス期間中、当事業所のヘルパーや外部の福祉関係者の実習で同行訪問させていただく場合がございますのでご了承ください。
3	サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により、利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、ほかの利用可能日時をご契約者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
4	誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮ください。
5	自然災害等(台風、大雨、洪水等)、交通災害等(道路の破損、工事等)により、 サービスの提供が困難な場合サービスを中止する事があります。